主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申立てることを許した場合に限られる。そして民事事件については、民訴四 一九条ノニに定められている抗告のみが右の場合に当ることは、当裁判所の判例と するところである(昭和二二年(ク)第一号同年一二月八日決定参照)。ところが、 本件抗告が右の場合に当らないことは、一件記録上明らかであるから、これを不適 法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定す る。

昭和二五年七月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	斎	藤	悠	酺